

第六号様式 （平20内府令47・全改、平20内府令79・平30内府令3・令元内府令2・令2内府令35・
一部改正）

【表紙】

【提出書類】

有価証券通知書

【根拠条文】

企業内容等の開示に関する内閣府令第 条

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】(4)

【連絡場所】

【電話番号】

1 【新規発行（売出）有価証券】(5)

銘柄	記名・無記名の別、 額面・無額面の別及び 種類	発行(売出)数	発行（売出） 価額の総額	資本組入額の 総額

2 【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件】(6)

(1) 【募集の場合】

区 分	発 行 (売出) 数	発 行 (売出) 価格	資本組 入額	申込期 間	払込期 日
株式の株主割当					
株式のその他の者に対する割当					
株式の一般募集					
（発起人の引受株式）					
株式計（総発行株式）		—	—	—	—
新株予約権証券			—		
社債（短期社債を除く。）	—		—		
コマーシャル・ペーパー 短期社債 外国譲渡性預金証書	—		—		—
カバードワラント	—		—		
預託証券			—		

有価証券信託受益証券 電子記録移転権利（法第2条第 2項第4号に掲げる権利に該当 するものに限る。）				
---	--	--	--	--

(2)【売出しの場合】

区分	発行（売 出）数	発行（売 出）価格	申込期間	払込期日
株式				—
社債 コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書	—			—
カバードワラント	—			
預託証券 有価証券信託受益証券 電子記録移転権利（法第2条第 2項第4号に掲げる権利に該当 するものに限る。）				

3【有価証券の引受けの概要】(7)

引受人の氏名又は 名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

4【過去1年以内における募集又は売出し】(8)

(1)【募集の場合】

銘柄	記名・無記名の別、額 面・無額面の別及び種 類	発行（売出） 価格	発行（売出）数	発行（売出） 価額の総額

(2)【売出しの場合】

銘柄	記名・無記名の別、額 面・無額面の別及び種 類	発行（売出） 価格	発行（売出）数	発行（売出） 価額の総額

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載することができる。
- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。

(2) 会社名

原語名を括弧内に記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

有価証券通知書（以下この様式において「通知書」という。）の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(5) 新規発行（売出）有価証券

- a 募集又は売出しをしようとする有価証券で発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が1億円未満であるものについて記載すること。
- b 「銘柄」欄には、「第何回何%利付無担保社債」等のように記載すること。
- c 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。ただし、当該有価証券が振替社債である場合には、記名・無記名の別及び額面・無額面の別について記載することを要しない。優先株、後配株等の株式を発

行する場合には、その内容を欄外に記載すること。

d 「発行（売出）数」欄は、株式については「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」欄の区分に従い記録し、社債、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書及びカバードワラントについては記載を要しない。

e 算式表示の場合には、「発行（売出）価額の総額」及び「資本組入額の総額」は通知書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

f (6)eの規定により「発行（売出）価格」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した発行（売出）価額の総額を「発行（売出）価額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

また、一部払込発行の場合には、その払込金額の総額を「発行（売出）価額の総額」欄に内書きすること。

g (6)eの規定により「資本組入額」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した資本組入額の総数を「資本組入額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

h 新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債については、当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を欄外に記載すること。

i 新株予約権証券については、その新株予約権の内容（新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額、新株予約権の行使期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額、新株予約権の譲渡に関する事項等）を欄外に記載すること。

j 社債（短期社債を除く。）については、その発行券面額の総額若しくは発行振替社債の総額又は売出券面額若しくは売出張替社債の金額及び振替社債である場合にはその旨を欄外に記載すること。

k カバードワラントについては、当該カバードワラントに表示されるオプションの内容及び決済の方法を欄外に記載すること。

l 預託証券及び有価証券信託受益証券については、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容を欄外に記載すること。

m 新規発行有価証券について一定の権利等が付されている場合には、その旨及び権利等の内容等を記載すること。

(6) 有価証券の募集（売出し）の方法及び条件

a 募集又は売出しをしようとする有価証券について記載すること。

- b 「募集の形態」欄には、募集株式を株主割当、一般募集等に区別して記載すること。

株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区別しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

- c 「発行（売出）価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額を、社債、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書については券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額を、カバードワラント、預託証券、有価証券信託受益証券及び電子記録移転権利（法第2条第2項第4号に掲げる権利に該当するものに限る。）については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行（売出）価格」欄に内書きすること。

- d 「資本組入額」欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。

- e 発行価格若しくは売出価格又は資本組入額が決定されていない場合には、通知書提出日現在における見込額を記載し、その旨及びその決定予定時期を注記すること。

- f 売出しの場合には、売出しに係る有価証券の所有者の住所、氏名又は名称を欄外に記載すること。

(7) 有価証券の引受けの概要

- a 「引受けの条件」欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。

- b 新株予約権証券の引受けについては引受新株予約権数を、社債（短期社債を除く。）、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券の引受けについては引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

- c 社債の管理会社の名称、住所及び委託の条件並びに債権者のための行為をする職務及び発行者のための行為をする職務の内容について記載すること。

(8) 過去1年以内における募集又は売出し

- a この通知書の提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項本文の規定により届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について記載すること。
- b 「発行（売出）価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額を、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額を、外国譲渡性預金証書については申込単位当たりの発行価額又は売出価額を、カバードワラント、預託証券、有価証券信託受益証券及び電子記録移転権利（法第2条第2項第4号に掲げる権利に該当するものに限る。）については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。
- c 社債（短期社債を除く。）及びカバードワラントについては、「発行（売出）数」欄の記載を要しない。
- d 欄外には、aに掲げる募集又は売出しに係る通知書の提出年月日を記載すること。

(9) 読替え

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。